

利益相反管理基本方針

1. 対象範囲

当社は、当社が行う登録金融機関業務を対象として、本基本方針をもとに、当社の顧客の利益が利益相反によって不当に害されることのないよう適切に管理を行うものとします。

2. 法令等の遵守

当社は、利益相反管理に関し適用のある法令諸規則及び社内規程等を遵守します。

3. 利益相反の特定及び管理

当社は、当社の業務の遂行において当社の顧客の利益が不当に害される利益相反が生じる場合にこれを特定するため、利益相反管理規程等の社内規程を策定し、取引の管理部署の設置、利益相反に係る情報の収集等必要な措置を講じます。

4. 利益相反の防止措置

当社は、利益相反により当社の顧客の利益が不当に害されると判断される場合には、取引条件の変更、取引の中止、当該事実の顧客への開示、契約書への規定などの措置をとることがあります。

5. その他

当社は、当社の業務の遂行に応じて、必要と認められる場合にはこの基本方針の改定を行うことがあります。

以上

平成 21 年 6 月 1 日
セントラル短資株式会社

(この基本方針は、金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき公表するものです。)